

林地開発許可申請の手引き（令和2年5月）の適用について

林地開発許可申請の手引き（令和2年5月）が適用される対象は下記のとおりです。

記

1. 「開発行為の許可基準の運用細則」について
 - ・令和2年5月1日以降に県が受理する林地開発許可申請
 - ・令和2年5月1日以降に県が受理する林地開発変更許可申請のうち、
 - ・変更計画において新たに対象行為を実施する場合

2. 「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則」について
 - ・令和2年5月1日以降に県が受理する林地開発許可申請
 - ・令和2年5月1日以降に県が受理する林地開発変更許可申請等のうち、
 - ・開発行為の目的について、「太陽光発電施設の設置」が新たに追加される又は「太陽光発電施設の設置」に変更される計画のうち、太陽光発電施設の造成に係る区域
 - ・「工場・事業場の設置」の目的で太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可を受けている区域以外に、変更計画によって新たに太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為を行う区域

新基準の対象となる区域については、別紙（イメージ図）をご参考ください。

3. 「開発行為における一体性の判断基準」及びその他
 - ・令和2年5月1日から適用

注 林地開発許可申請書及び林地開発変更許可申請書については、森林法施行規則第4条及び同条の各号で規定される書類・図面等が備わっている場合に限り、県はこれを受理します。

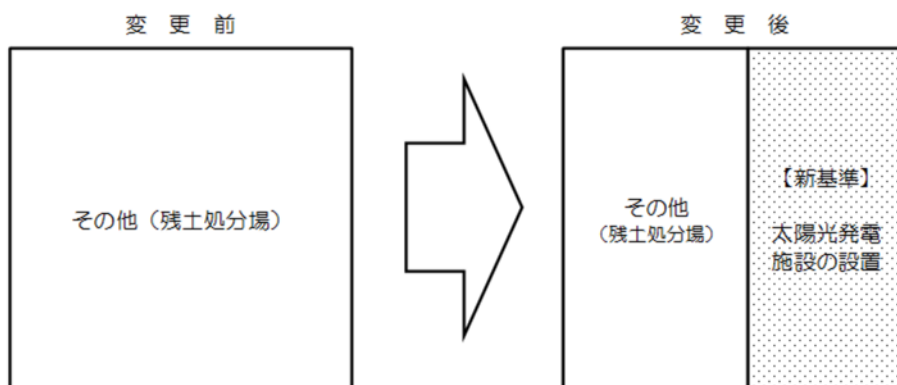
ご不明な点がございましたら、長崎県農林部林政課森林管理班もしくは開発行為に係る森林の所在地を管轄する各振興局の林地開発許可担当部署にお問い合わせください。

【別紙】

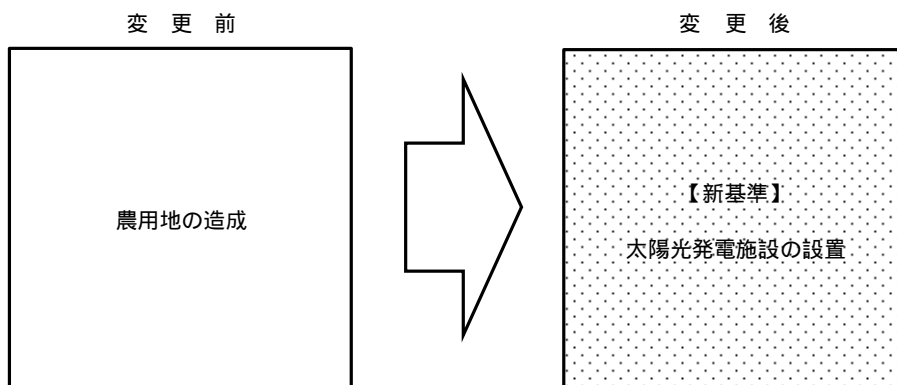
変更許可申請における新基準の対象範囲について（太陽光発電施設の設置）

- ・開発行為の目的について、「太陽光発電施設の設置」が追加される又は「太陽光発電施設の設置」に変更される計画のうち、太陽光発電施設の設置に係る区域

【例1：その他（残土処分場）造成目的の開発地の一部に太陽光発電施設を設置する計画の場合】

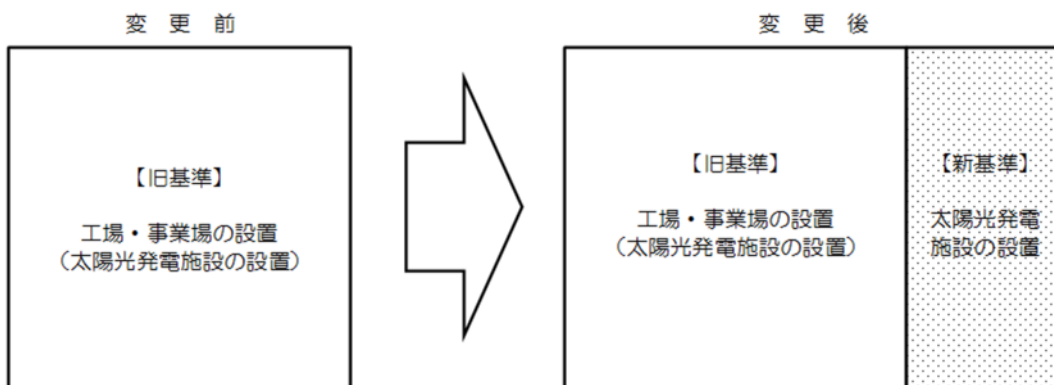


【例2：農用地造成目的の開発地の全てを太陽光発電施設の設置の目的に変更する計画の場合】



- ・「工場・事業場の設置」の目的で太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可を受けている区域以外に、変更計画によって新たに太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為を行う区域

【例3：旧基準で許可を受けた区域以外に、新たに太陽光発電施設を設置する計画の場合】



令和2年5月1日以降に県が受理する申請に適用されます。